

児 童 福 祉 専 門 分 科 会 資 料

2025 年(令和 7 年) 2 月 10 日

こども局こども育成室施設担当

2025年度(令和7年度) 教育・保育施設の「利用定員」について

1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことです。施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定めるものです。「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項により、関係者の意見聴取を行うこととされています。

なお、「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。

2 明石市内の教育・保育施設等の利用定員（予定）

年月日	総数	1 号	2 号	3 号
令和 6 年 4 月 1 日	13,831	3,488	6,137	4,206
令和 7 年 4 月 1 日	13,955	3,512	6,171	4,272
増減数	124	24	34	66

令和 7 年 4 月 1 日においては、令和 6 年度中の待機児童対策に伴う認定こども園、小規模保育園の整備により、2 号、3 号の利用定員が 1 0 0 名増加しています。また認定こども園移行等により 1 号の利用定員が 2 4 名増加しています。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1 号認定	満 3 歳以上で、教育を希望する児童	幼稚園、認定こども園
2 号認定	満 3 歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所、認定こども園
3 号認定	満 3 歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所、認定こども園 小規模保育事業所

※支給認定には 3 つの区分があり、その区分に応じて、利用できる施設など（幼稚園、保育所、認定こども園等）が決まります。

（「保育の必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護等です。）

3 令和7年4月1日の教育・保育施設等の利用定員変更施設（予定）

(1) 新規開園予定の施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所型認定 こども園	プリマキューピット保育園 (既存施設の増築)	58	15	34	9
小規模 (3園)	リトルワールド明石駅前保 育園	19	-	-	19
	サンライズキッズ保育園西 明石園	19	-	-	19
	おおくぼ八木保育園	19	-	-	19
計		115	15	34	66

(2) 認定こども園移行施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所型認定 こども園	さわの第二保育園	9	9	-	-
計		9	9	-	-